

空き家バンクへの登録および利用の流れ



住宅係からのお知らせ

空家等の取壊し費用を助成します。

【居住者がおらず、十分な管理ができない家屋にお悩みの方はご相談下さい】
○町内にある住宅（併用住宅を含む）と、その付属建物が対象です。

空家を賃貸するための改修費用を助成します。

【空家を賃貸するため、改修工事を検討されている方はご相談ください】
○「津別町空家バンク」に登録されていることが条件です。

～いずれの補助金も～

- ・助成額は、工事金額の2分の1以内で上限は50万円です。
- ・津別町内の建設業者が請負うことが条件で、事前の申し込みが必要です。

【お問い合わせ】 津別町建設課住宅係 電話 0152-76-2151（内線 255・256）

～津別町に使っていない土地や家をお持ちの方へ～

津別町空き家バンクで 家と土地を有効活用しませんか？



～津別町空き家バンクについて～

空き家バンクとは、貸して（売って）いただける家と土地をホームページ上に登録し、津別で家を借りたい、購入したい、いずれは家を建てたいと思っている方に紹介する制度です（ご紹介後は個人間取引になります）。登録掲載は無料です。ぜひ一度ホームページをご覧ください。電話でのご相談もお受けいたします。

津別に
住みたい!

家を借りら
れるかな?

空き家を
貸したい!

空き地を
どうしよう...

お気軽にご相談ください!! ☎ 0152-77-6081

※津別町空き家バンクは、津別町が実施し、北海道つべつまちづくり(株)に業務委託をし運営しています。

北海道つべつまちづくり株式会社

営業時間：平日 10:00～17:00

メール：doto.area.renovation@gmail.com

津別町空き家バンク HP はコチラ

<https://www.tsubetsu-estate.com/>



実施主体：津別町役場商工観光係 ☎0152-76-2151(内線258)